

「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う各種お取扱いについて（継続）

新型コロナウイルス感染症にり患された皆さま、および関係者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。このたびの日本国内における新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、弊社では、影響を受けているお客さまに対する特別措置につきまして、以下のとおり実施しておりますのでお知らせします。

1. 保険料の払込猶予に関するお取扱い【継続】

(1) 特別措置の適用対象について

日本全国のご契約者さまのうち、以下のいずれかに該当する場合は特別措置の適用対象です。

1. ご契約者さまの会社が当該感染症の影響により、事業の運営に支障をきたしている場合
2. ご契約者さまの勤務先が当該感染症の影響により、給与の支払いが遅延または滞っている場合
3. ご契約者さまが当該感染症により上記以外その他影響を受けた場合

(2) 特別措置の内容について

お申し出により、保険料の払込みを猶予する期間を2021年10月31日まで延長します（※）。

猶予期間経過後に保障をご継続されるためには、猶予期間分の保険料を猶予期間内にお払い込みいただく必要がございます。しかしながら、延長後の猶予期間までに猶予した保険料の払込みが困難な場合には、2021年11月から分割払いのお取扱いが可能です。

※保険料払込猶予期間を延長し、猶予期間中の保険料について分割払いを実施されたご契約についてはお取扱いに変更はございません。また、今回の猶予特別措置は対象となりません。

2. 契約者貸付等の簡易迅速なお支払い【継続】

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

契約者貸付は、ご契約によっては、ご契約者さま本人からのご契約者さま専用窓口への電話連絡により、ペーパーレスでの手続きができる場合があります。個人契約（個人事業主を含む）だけでなく法人契約に関する電話受付による契約者貸付を引き続き継続します（ただし、弊社カスタマーセンターにて受付分のみ）。

3. 保険金・給付金等の簡易・迅速なお支払い【継続】

お申し出により、必要書類の一部省略や状況に応じた柔軟な対応をすることで簡易迅速なお支払いを実施しています。また、医療機関等の事情により臨時的施設（ホテルや自宅など）で療養した場合も医師による証明書等（保健所・自治体が発行する書類を含む）をご提出いただくことで、入院給付金等（入院一時金含む）の支払対象とします。

<お客さまお問い合わせ窓口>

| | |
|--|--------------|
| 保険料の払込猶予期間延長について | 0120-563-506 |
| 保険金・給付金等手続きの簡易取扱について | 0120-528-170 |
| 受付時間：月～金曜日 9:00～18:00／土曜日 9:00～17:00 ※日曜・祝日および12月31日～1月3日は除きます。 | |

以上